明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）　一
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務七）　六
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務三〇二）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（経済産業二〇六）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二八〇、二八一）　三
○道路に関する件（北陸地方整備局七三、七四）　一四
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局一二一）　一四
○道路に関する件（同一二二）　一四
○道路に関する件（近畿地方整備局一五〇）　一四
○道路に関する件（四国地方整備局九八）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針について（農林水産省）　一五
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一六
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一六
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
国家試験
令和二年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人統計センター、日本司法支援センター令和元事業年度財務諸表、企業年金基金合併関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五六
会社その他
会社決算公告　五九

## 省令

### ○国土交通省環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六の規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎